

社会資本整備審議会 建築分科会
第33回官公庁施設部会及び第17回事業評価小委員会

令和8年7月27日

【事務局】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、これより、社会資本整備審議会建築分科会第33回官公庁施設部会及び第17回事業評価小委員会を開会いたします。

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、部会及び小委員会の効率的な運営の面から合同開催とさせていただいております。

本日は、ウェブ会議形式での開催となります。

ウェブ会議形式での開催に当たりまして、委員の皆様にご協力いただきたい点を3点お伝えさせていただきます。

まず、1点目ですが、ウェブ会議中、委員の皆様のお顔がお互いに認識できるよう、カメラは常時オンにさせていただきますようお願いいたします。

2点目といたしまして、ウェブ会議中、発言者の音声を明瞭にするため、御自身が御発言される時以外は、マイク機能をオフにいただきまして、御発言される場合のみオンにさせていただきますようお願いいたします。

3点目といたしまして、ウェブ会議中、発言される際には、画面上部に挙手機能、「手を挙げる」アイコンがございますので、そちらをクリックいただき、御指名されるのをお待ちください。指名後にマイクをオンにして御発言いただき、発言が終了いたしましたら、再度アイコンをクリックして手を下げていただき、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、傍聴している報道関係の皆様におかれましては、円滑な会議運営のため、カメラ、マイクは常にオフにした状態で傍聴をお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、配付資料一覧を御覧いただき、資料の御確認をお願いいたします。欠落等ございましたら、マイクをオンにいただき、事務局までお申しつけください。

よろしいでしょうか。

次に、官公庁施設部会の委員でございますが、資料１のとおり皆様指名されております。野口委員、斎尾委員、松本委員が退任され、本委員として赤松委員、専門委員として大森委員、楠委員、長澤委員、西野委員が社会資本整備審議会令の規定により新たに指名されております。

また、赤松委員、大森委員、楠委員、長澤委員、西野委員におかれましては、官公庁施設部会運営規則の規定により、事業評価小委員会の委員といたしましても指名されております。

小委員会の委員につきましては、資料２のとおり、皆様指名されております。

官公庁施設部会については社会資本整備審議会令、事業評価小委員会については事業評価小委員会の運営についての規定により、定足数は３分の１以上となっております。本日は委員の皆様全員に御出席いただいておりますので、部会、小委員会ともに定足数を満たし、成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、部会長の選任ですが、部会長は、社会資本整備審議会令の規定により、委員の互選により選任することとなっており、あらかじめ互選を行いまして、田辺委員が部会長に選任されております。小委員会の委員長は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく田辺委員が委員長に指名されております。

また、部会長代理は、社会資本整備審議会令の規定により、赤松委員が部会長代理に指名されております。小委員会の委員長代理は、官公庁施設部会運営規則の規定により、同じく赤松委員が委員長代理に指名されております。

ここで、開会に当たり、官庁営繕部長より、一言御挨拶を申し上げます。

【事務局】 本日は御多忙のところ、社会資本整備審議会建築分科会第３３回官公庁施設部会及び第１７回事業評価小委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から官庁営繕の事務事業の遂行に関しまして御指導、御協力を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本日の議事であります「官庁営繕事業の新規事業採択時評価」につきましては、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたところでございます。

本日は、事業評価小委員会との合同開催にて御審議をお願い申し上げます。委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただければ幸いに存じます。

また、「最近の官庁営繕行政について」の報告をさせていただきます。建設業における担い手の確保、気候変動、地球温暖化への対策などの課題への対応はますます重要となっております。今後の更なる取組に向けて、これにつきましても御意見をいただければ幸いです。

最後に、引き続きの御指導、御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 本日の議事録につきましては、委員の皆様に御確認いただいた後に、発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただきます。

以後の議事進行は、田辺部会長にお願いしたいと思います。

田辺部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、御礼申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

資料3のとおり、国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、建築分科会官公庁施設部会に付託されたものです。これにつきましては、本部会及び小委員会にて調査審議の上、意見を決定したいと思います。

では、第1の議題は、官庁営繕事業の新規事業採択時評価についてです。

初めに、官庁営繕事業の事業評価概要について御説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは私から、官庁営繕事業の新規事業採択時評価について御説明いたします。

まず、本体の御説明に入る前に、御用意しております資料について簡単に御紹介したいと思います。

本日御審議いただく新規事業採択時評価につきましては、御覧の資料4、そして資料4の参考1から参考4の資料を御用意しております。今画面で見せております資料4につきましては、国交省として事業評価の結果を公表する際の様式を用いております。

今回は、1ページ目の事業一覧のとおり、2つの事業、網走地方合同庁舎と、それから鳴門地方合同庁舎、それぞれ北海道開発局、それから四国の地方整備局の事案となりますけれども、こちらについて御審議いただく予定でございます。

以降は、新規事業採択時評価に係る具体的な内容につきまして、説明用として御用意い

たしました参考1から参考4により御説明差し上げます。

それでは、まず、参考1になりますけれども、官庁営繕事業の事業評価制度の概要について、こちらを参考1で御説明いたします。

まず、1ページ目、我々が行う事業評価の位置づけを示しております。政策評価に関する法律に基づきまして、国交省として策定いたしました政策評価基本計画におきまして、個別公共事業については事業評価方式により評価を行うこととなっております。

左下、幾つかケースを示しておりますけれども、そのうち官庁営繕事業につきましてはその他施設に該当し、その実施要領に基づいて評価を行うこととなっております。その上で、官庁営繕事業を対象とした事業評価の具体的な考え方や手法について、実施要領の細目、それから、評価手法をそれぞれ定めております。

続きまして、2ページ目です。こちらは、事業全体における事業評価の流れを示しております。事業費を予算化しようとする事業に対して評価を行う新規事業採択時評価に加えまして、事業期間中の再評価、それから、事業完了後の事後評価の3つの事業評価を全体として行っております。本日はこちら、赤枠で囲っています新規事業採択時評価について御審議いただきます。

続いて、3ページ目です。こちらは、官庁営繕事業の事業評価の具体的な手法を示しております。なお、手法に関しましては、今年度、変更点はございません。官庁営繕事業におきましては、事業計画の必要性、合理性、効果の3つの観点で評価を行っております。それぞれの項目について、評点が100点、または100点以上となることを確認するというルールになっております。

一番左の事業計画の必要性は、入居予定官署が、現在入居している既存庁舎の状況の評価するというものが主な内容となっております。具体には、老朽や狭あいの度合い、それから、防災機能の不備等の9つの項目のうち該当するものについて評価を行いまして、トータルの評点が100点以上となることを確認するということになっております。

続いて、真ん中の事業計画の合理性についてですけれども、こちらは、計画している事業案に対しまして同等の性能が得られる代替案の有無を確認しまして、事業案と代替案について、初期費用と、維持管理期間を50年とした場合の費用について経済比較を行いまして、事業案の合理性を評価するというものになっております。事業案の合理性が確認できた場合は、評点は100点を付与するというようにしております。

最後、右の事業計画の効果についてですけれども、こちらは、事業の効果の発揮の見込

みを評価することとしています。上のB1につきまして、事業案により、吹き出しで各種示しておりますけれども、こちらのような業務を行うために必要な内容を満たす見込みであることを確認し、それらの評点が100点以上であることを確認します。また、評点とは別に、下のB2として、事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みであることも、併せて確認することとしております。

以上が、参考1についての御説明となります。

なお、参考2につきましては、我々の事業評価に関する要領等の本文を御用意しておりますが、今回はこちらでは、詳細は割愛させていただこうと思っております。

以上が、官庁営繕が行っている事業評価の手法の概要でございます。

【部会長】 ただいまの資料4、参考1及び参考2ですけれども、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等がある場合は、「手を挙げる」アイコンでお知らせをいただければと思います。いかがでしょうか。

全体にわたるものですが、特によろしいでしょうか。

それでは、次に、個々の事業につきまして御説明をお願いしたいと思います。

まず最初に、網走地方合同庁舎の新規事業採択時評価につきまして御説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、個別の新規事業採択時評価について説明いたします。

本日御審議いただく対象は、官庁営繕事業のうち新営事業になります。個別の事案の説明に先立ち、選定の経緯について簡単に御説明します。

官庁営繕部では、現在、官庁施設の防災・減災対策及び老朽化対策に重点的に取り組んでいます。対策の基本方針は改修ですが、改修での対応が困難な施設については更新を行っています。現在、更新の候補は数十件あります。

その中から、1、深刻な老朽化など重要な課題の解決が見込まれること、2、地元との連携など高い効果が期待できること、3、敷地が確保され事業実施の準備が整っていること、以上の条件を満たす2件を今回の審議対象として選定いたしました。

続いて、それぞれの事案について説明いたします。

【事務局】 それでは、1件目の網走地方合同庁舎について御説明いたします。参考資料3を御覧ください。

1ページ、計画概要でございます。計画地は北海道網走市です。市内に立地する国の施設のうち、既存の網走税務署、北海道開発局網走開発建設部、網走地方气象台、網走海上

保安署、この4官署の施設は、いずれも老朽化が進行していることに加えて、エレベーターが設置されておらずバリアフリーの点で施設の不備があるなど、課題を抱えています。

また、4つの官署のうち開発建設部、地方気象台、海上保安署、この3官署につきましては、地震・津波等の災害時に災害応急対策活動を行う官署ですが、このうち開発建設部と海上保安署の既存施設がそれぞれ浸水想定区域内に立地しているなど、防災機能の確保に課題がある状況です。本事業は、これらの課題を解消するため4つの官署を集約し、合同庁舎として整備する計画です。

下の図は、既存の各官署の庁舎や建設予定地などの位置を示しています。建設予定地は、旧網走市役所があった市の敷地でございます。現在は解体前の旧庁舎が残っており、この建設予定地を旧庁舎解体後に国が市から取得する見込みです。

国の官署を集約して整備することにより、来庁者の利便性に加えまして、網走市のコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基にしたまちづくりにも寄与するものと考えています。また、災害時には、災害応急対策活動拠点としての機能に加え、近隣の道の駅の利用者などを含む一般利用者の一時避難施設として、市の災害応急対策活動と連携して使用できるようにすることで、地域防災にも貢献します。

2ページ、3ページは、現庁舎の概要です。現庁舎は築後47年から73年が経過し、いずれも老朽化が進行している状況です。

4ページは、想定している新庁舎の概要です。鉄筋コンクリート造6階建て、延べ面積約8,100平方メートル、工事費としまして約69億円を想定した計画としております。既存庁舎のうち一部の官署において、必要面積に対して既存庁舎の面積に余剰が出ているなどにより、既存の4つの庁舎の面積の合計よりも計画の延べ面積は小さくなる見込みです。

また、参考として、建設予定地やその周辺の状況などをお示ししています。建設予定地は、網走市都市計画マスタープランにおいては都市拠点となる中心市街地の区域に、また、網走市立地適正化計画においては都市機能誘導区域に設定された範囲に含まれており、網走市のまちづくりの考え方にも沿ったものとしております。

5ページは、各入居予定官署の業務概要と管轄区域です。

6ページから、評価の1つ目の視点、事業計画の必要性について御説明します。

まず、入居予定官署ごとに、①老朽から⑨法令等までの9項目のうち、該当する計画理由を整理しております。

1つ目の税務署は、老朽を主要素として90点、従要素としての施設の不備に地域連携を加算し、98点を評点としています。

2つ目の開発建設部は、老朽を主要素として90点、従要素としての防災機能に係る施設の不備及び施設の不備に地域連携を加算しまして、102点を評点としています。

続いて、7ページ、3つ目の地方気象台につきましては、老朽を主要素として90点、従要素としての防災機能に係る施設の不備及び施設の不備に地域連携を加算しまして、102点を評点としています。

4つ目の海上保安署につきましては、老朽を主要素として90点、従要素としての狭あい、防災機能に係る施設の不備及び施設の不備に地域連携を加算し、108点を評点としています。

8ページは、合同庁舎としての評点です。各官署の評点を計画面積の割合で加重平均すると102点でございます。これにつきまして、さらに、本事案が合同庁舎計画として計画しているものであることに基づき10点加算し、合計112点となります。この結果、100点以上ですので、必要性があるとの評価としております。

9ページから、評点を付した計画理由のそれぞれの項目の概要について示しております。9ページと10ページは、各官署の既存庁舎の老朽の現状について、主な部位の写真をお示ししております。

11ページ上段は、海上保安署における狭あいの状況です。海上保安署では、必要な面積に対し、既存施設の面積は7割程度以下の状況となっております。

下段は地域連携の内容です。建設予定地に近い道の駅の利用者など、周辺の住民、観光客等の避難者対策について、市から連携したいとの意向を示されており、地震・津波等の災害発生時に庁舎内で一時避難などに活用できるスペースを確保し、地域防災に貢献する計画としています。

12ページ及び13ページ上段は、防災機能に係る施設の不備についてです。開発建設部は洪水、海上保安署は津波の発生時にそれぞれ浸水するおそれがあり、既存の庁舎はその備えとしての対策ができておらず、必要な防災機能が確保できていない状況です。

続いて、地方気象台につきまして、既存の地方気象台は敷地内に下水を一時的に貯留できるようにする排水槽が設置されておらず、災害時に敷地周辺の下水道の途絶などが発生した場合に、災害応急対策活動に支障が生じるおそれがあります。

13ページ下段は、施設の不備についてです。既存の各官署ともエレベーターが設置さ

れておらず、一般の来庁者をはじめ、施設の利用者が階段しか利用できない状況となっております。

以上が、必要性の説明になります。

続いて、14ページ、2つ目の視点、事業計画の合理性の評価として、事業案と代替案の費用を比較しております。

代替案について、右下の欄に記載しておりますとおり、開発建設部、気象台、海上保安署を移転集約建て替えとし、税務署を現地での建て替えとしています。総費用の比較の結果、事業案のほうが現在価値として約5億6,000万円経済的となり、100点として、合理性を有しているとの評価としております。

なお、この経済合理性の評価においては、社会的割引率を4%として算出した結果であり、社会的割引率を1%、2%とする場合もそれぞれ算出し、いずれの場合においても事業案が合理的であることを確認しております。具体的な算出結果は、資料4に記載しております。

15ページは、3つ目の視点、事業計画の効果のうちB1、業務を行うための基本機能の評価です。この評価は、業務を行うための基本機能が発揮される見込みについて評価するものです。

この事業に関しては、2段目で、建設予定地はハザードマップにおいて浸水のおそれがあるとされていない点を、3段目で、アクセスが良好である点の評価し、B1全体の評点を121点としております。この結果、100点以上ですので、業務を行うための基本機能が発揮されるものと評価しています。

16ページは、B2の施策に基づく付加機能の評価です。この評価は、事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みについて評価するものです。評価項目ごとに確保する性能の水準と主な計画内容、それにより見込まれる効果を一覧で示しており、各水準を達成するよう計画に反映してまいります。

17ページに、以上の3つの評価結果をまとめております。事業計画の必要性、合理性、効果の全てにおいて100点以上ですので、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

網走地方合同庁舎に関する説明は以上です。

【部会長】 ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等がある場合は、「手を挙げる」アイコンでお知らせをいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員から手が挙がっております。よろしくお願いします。

【〇〇委員】 結論に影響ある部分ではないのですが、評価で内訳のアクセスがよいかどうかというところで点数が出されているところがあったのですが、このアクセス良好と判断するに至った基準について教えていただけますと幸いです。お願いいたします。

【事務局】 アクセスが良好かどうかという判断につきましては、施設の事業計画の個別の内容によって判断をしています。基本的な考え方としましては、施設の一般来庁者や庁舎内で働く職員にとって、公共交通の利用を含めて施設へのアクセスが良好かどうかを判断するものです。

本件におきましては、北海道における地域性も含めて考慮するところでございますが、市役所から近いこと、また最寄りの鉄道駅までも徒歩圏内であるということ、既存の施設に比べて、利用者の利便性の向上も期待できるという状況を考慮し、アクセスが良好であると判断してございます。

【部会長】 それでは、続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 今回、元の面積から小さくなっているのですが、余剰があったということで小さくしたという理解で良いですか。前回か前々回ぐらいにも元の面積より小さくなるという事案がありました。狭あいなところを大きくする場合はプラス点がつく。しかし、余剰をなくしても、スペースとしては適正になったと判断すべきですからプラスと判断しているのか、あるいは、自主申告で不要であるため減らしてくれというのであればスペースを適正にしているが、土地が狭いから、仕方がないから狭くしてもいい、というのでは異なる気がします。そのあたりを教えていただけないでしょうか。

【事務局】 今回の計画におきましては、先ほども御説明しましたとおり、一部の官署におきまして、既存施設の延べ面積に余裕がある、余剰があるということで、この部分を精査して、建物全体としまして面積の精査を行った結果、4つの官署の既存の延べ面積の合計よりは小さくなるという状況となっております。

また、先ほど狭あいの加点の項目につきまして御説明しましたとおり、海上保安署につきましては、既存の庁舎に狭あいが生じている状況でございます。事業計画としては最終的に8,100平米という計画面積を設定したというところが、事業計画の必要な規模を適切に設定しているというところで、効果の評価において、必要面積、規模を設定しているものというふうに御理解いただけるとよいかなと思っております。こちらは効果のうち規模の部分で建築物の規模、業務内容に応じて適正な規模を設定しているかどうかという

ことを、必要な機能を確保するために設定しているものというふうに御理解いただければと思っております。

他方、海上保安署の加点を事業評価の必要性において行っている点につきましては、既存の施設の使用をこのまま継続するということができるかどうかという観点、建て替えを行う事業の必要性を有しているかという観点での加点要素として、狭あいの場合は加点をするという考え方をしているところでございまして、既存庁舎が現状課題を抱えているという部分について加点をしているというふうに御理解いただければと考えます。

【〇〇委員】 ということは、効果のところでは適正というか、効率性という評価をしているというふうに考えてよろしいですね。

【事務局】 はい、御理解のとおりかと思います。

【部会長】 それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 最初に冒頭の説明で、更新になる候補数十件の中からこの2件を選定したというお話がありましたけど、これがなぜなのかを教えてください。先ほどの必要性のところでは、老朽度の点数がいずれの庁舎も90点で、100点にすぐになってしまうようなものばかりだったので、老朽度が90点を超えるような施設って、多分全国的にはたくさんあるだろうなと想像するのですが、その数十件の中からこの2件を選定したというのが、どうなのかということが気になりました。

今回の評定については、特にそれぞれで問題はありませんが、選定のことが気になったという点と、もう一つ質問ですけれども、合理性のところでは代替案との比較をされていますが、この代替案というのは、3棟を集約して1棟は現地建て替えということですが、代替案に他の可能性はなかったのかをお聞きしたいです。

一番思ったのは、現在建っている元の網走の市庁舎、古い庁舎で移転したと思うのですが、これを例えば大規模改修して足りない分を増築するとか、そうすると、ストックを活用することにもなるし、お金としても少なく済むのではないかと思います。そういった代替可能性を他に追求されたのかをお伺いしたいです。

以上、お願いします。

【事務局】 まず1つ目ですけれども、今回、御審議の対象は官庁営繕事業でございまして、多くの、数十件の更新の報告があるのは先ほど説明したとおりでございまして、その中から、先ほども申し上げた3つの要件、深刻な老朽化など重要な課題の解決が見込まれる、2つ目として地元との連携など高い効果が期待できる、3つ目として敷地が確保さ

れ事業実施の準備が整っている、これら3つの条件を満たしたものであるということで事業化するものを選んでいまして、それが今回の2事案であるという形でございます。

老朽の状況についてはまさに委員ご指摘のとおりで、地方整備局等において、既存施設の老朽の状況を定期的な現地調査で把握しており、狭あい・分散・施設の不備などの課題については、必要に応じて施設の管理官署からの情報などを基に把握して、今回の対象までたどり着いているという形でございます。

【事務局】 続きまして、代替案の設定についての御質問についてでございます。今回の代替案、先ほど御指摘いただきましたように、3つの官署、開発建設部、地方気象台、海上保安署を合同化して、また税務署を単独での現地建て替えとするという案で設定しております。

この案で設定している考え方としましては、代替案の設定は様々な手法があるかと思えます。それぞれ4つの官署を単独で建て替える場合ということもございますし、合同化する組合せを変えるとといったことも考えられます。この幾つかあるパターンを組み合わせで確認した結果としまして、代替案としましては、今回お示ししている案が比較的経済的であったということで、事業案に対する代替案として設定したものでございます。

他方、委員に御指摘いただいた市役所の旧庁舎を活用してはという点につきまして、市役所の旧庁舎につきましては、築後約60年が経過している状況でございまして、耐震性も不足しているということで、必要な機能を確保するためには大規模な改修が必要であるという状況、加えまして、延べ面積が5,000平米程度であるということで、今回の計画面積が確保できていないということで、今回の代替案としては設定していないというところでございます。

なお、市の庁舎を市役所のほうで建て替えるという計画をされる際には、あらかじめ市のほうで様々な御検討をされた上で御判断をされたと聞いているところでございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。3つの条件をクリアしたものが2件しかないのか、2件しか予算がないのか、どちらかによって随分違うのかなという気はしますので、コメントさせていただきました。

【事務局】 3つの条件をクリアしたものが2事案という形になります。

【〇〇委員】 そういことですね。

【部会長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、続きまして、鳴門地方合同庁舎の新規事業採択時評価につきまして御説明を

お願いいたします。

【事務局】 続きまして、2 件目、鳴門地方合同庁舎について御説明いたします。

参考資料 4 を御覧ください。

1 ページ、計画概要でございます。計画地は徳島県鳴門市です。市内に立地する国の施設のうち、既存の鳴門税務署、鳴門労働基準監督署、鳴門公共職業安定所、この3 官署の施設は、いずれも既存施設の老朽化が進行していることに加えまして、エレベーターが設置されておらず、バリアフリーの点で施設の不備があるなど課題を抱えています。また、鳴門公共職業安定所は鳴門市から借用している土地に立地しており、現在、市から敷地の返還を望まれている状況にあります。本事案は、これらの課題を解消するため、3 つの官署を集約し合同庁舎として整備する計画です。

下の図は、既存の各官署の庁舎や建設予定地などの位置を示しています。建設予定地は、鳴門市役所の南側に隣接した旧鳴門市役所の一部があった市の敷地で、現在は更地となっています。この建設予定地を、国が市から今後取得する予定です。

国の官署を集約して整備することにより、来庁者の利便性向上に加え、鳴門市のコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基にしたまちづくりにも寄与するものと考えています。

また、既存の労働基準監督署については、既存庁舎に課題はあるものの、当面の使用は継続できるものと見込まれており、事業の完了後は、既存庁舎を活用して、公共職業安定所の敷地とともに鳴門市において利活用されることが検討されており、国公有財産の有効活用も期待できます。

加えて、災害時には近隣の公共施設の利用者などを含む一般利用者の一時避難施設として、市の災害応急対策活動と連携して使用できるようにすることで、地域防災にも貢献します。

2 ページは、現庁舎の概要です。いずれも築後 5 0 年を過ぎており、老朽化が進行している状況です。

3 ページは、想定している新庁舎の概要です。鉄筋コンクリート造一部木造 4 階建て、延べ面積約 2, 9 0 0 平方メートル、工事費としまして約 1 8 億円を想定した計画としております。労働基準監督署と公共職業安定所においては必要面積に対して既存庁舎が不足しているなどにより、既存の 3 つの庁舎の面積の合計より延べ面積は大きくなる見込みです。

また、参考として、建設予定地やその周辺の状況などをお示ししています。建設予定地は、鳴門市都市計画マスタープランにおいて、重点まちづくり区域のうち行政・文化・スポーツエリアとされている区域に、また、鳴門市立地適正化計画においては都市機能誘導区域に設定された範囲に含まれており、鳴門市のまちづくりの考え方にも沿ったものとしております。

4 ページは、各入居予定官署の業務概要と管轄区域です。

5 ページから、評価の1つ目の視点、事業計画の必要性について御説明します。

網走地方合同庁舎と同様、入居予定官署ごとに計画理由を整理しており、1つ目の税務署は108点を評点としています。

続いて、6 ページ、2つ目の労働基準監督署、3つ目の公共職業安定所につきましては、それぞれ95点、109点を評点としています。

7 ページは、合同庁舎としての評点です。各官署の評点を計画面積の割合で加重平均すると105点であり、本事案が合同庁舎計画として計画しているものであることに基づき10点加算し、合計115点となります。この結果、100点以上ですので、必要性があるとの評価としています。

評点を付した各計画理由の概要について、8 ページから示しております。

8 ページと9 ページ上段は、各官署の既存庁舎の老朽の状況です。

9 ページ下段は、狭あいの状況です。労働基準監督署、公共職業安定所は、いずれも必要な面積に対して既存施設がそれぞれ64%、67%となっています。

10 ページ上段は、公共職業安定所の借用返還について記載しています。将来的な施設整備等が検討されており、借用している敷地の返還を鳴門市から望まれています。

10 ページ下段は、地域連携の内容です。本事案の入居予定の官署には、災害応急対策活動を行うことが想定される官署はありませんが、鳴門市は市街地の広い範囲が津波などの災害時に浸水するおそれがあり、会議室や屋上の一部などを一時避難スペースとして活用できるようにすることについて鳴門市から御要望をいただいております、事業計画に反映していきます。

11 ページは、施設の不備についてです。既存の各官署ともエレベーターが設置されておらず、一般の来庁者をはじめ、施設の利用者が階段しか利用できない状況となっています。

以上が、必要性の説明となります。

続いて、12ページ、2つ目の視点、事業計画の合理性です。

代替案につきましては、右下の欄に記載しておりますとおり、税務署と公共職業安定所を移転集約建て替えとし、労働基準監督署を現地での建て替えとしています。総費用の比較の結果、事業案のほうが現在価値として約8,000万円経済的となり、100点として、合理性を有しているとの評価としております。

なお、網走地方合同庁舎と同様、社会的割引率を4%として算出した結果であり、社会的割引率を1%、2%とする場合も算出し、いずれの場合においても事業案が合理的であることを確認しており、具体的な算出結果は資料4に記載しております。

13ページは、3つ目の視点、事業計画の効果のうちB1、業務を行うための基本機能の評価です。この事業に関しては、3段目でアクセスが良好である点の評価して、B1の評点を110点としております。この結果、100点以上ですので、業務を行うための基本機能が発揮されるものと評価しております。

14ページは、B2の施策に基づく付加機能の評価です。基本的な考え方は、網走地方合同庁舎と同様のものとなります。

15ページに、以上の3つの評価結果をまとめております。事業計画の必要性、合理性、効果の全てにおいて100点以上ですので、新規事業化は妥当であるという評価案としております。

鳴門地方合同庁舎に関する説明は以上です。

【部会長】 ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等がある場合は、「手を挙げる」アイコンでお知らせください。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 一番最後、市からの御要望で、津波のときの一時避難所として活用できるスペースを確保されるということですけど、これは最後の評価軸で言うと、例えば社会性・地域性ですとか安全性・防災性とかに加点されているものなのではないでしょうか。

【事務局】 御指摘いただきました、市から一時避難場所としてスペースを確保するという点につきましては、地域連携、必要性における各入所官署それぞれの地域連携の項目に、地域防災への貢献ということで加算をするという形で考え方を取っております。

【〇〇委員】 考慮されているということですね。

【事務局】 はい。

【〇〇委員】 それで、先ほどの10ページですが、右下を見ますと、浸水時は1階を

使用しないと書いてあるのですが、計画上、例えば津波避難ビルみたいに1階をピロティーにするとか、そういうお考えなのでしょうか。それとも、これは、事務所としては使っているけど、もう津波が来ちゃったら1階は諦めるという計画なのでしょうか。

【事務局】 詳細につきましては、設計着手のタイミングで、どういうふう to 実施していくのが合理的かというのを検討した上で、市とよく協議して決めていくという形にはなりますが、この一時避難施設としての活用、特に津波に対する一時避難施設としては、鳴門市のほうで設定している最低限の機能、RC造で設定している部分があるということなどを聞いているところでございますが、これに加えてどういった機能が必要かということを確認しながら整備していくというふう to 考えております。

また、こちらは、庁舎としましては災害応急対策活動の拠点となる施設ではないため、業務継続の観点と一時避難施設としての機能をどういうふう to 設定していくかということを検討しながら、実際の平面計画、配置計画を考えていくというふう to 考えておりまして、基本的には1階は浸水するということは、ある程度やむを得ない部分もあると考えております。

【〇〇委員】 分かりました。それはもう少し詳細を設計のところで検討されるということで、承知しました。

【部会長】 〇〇委員、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 先ほどの網走と両方をちょっと見たときに、建設費の想定が、多分、面積当たりとか平米当たり、坪当たりでの想定にかなり違いがあるようにお見受けしたのですが、計画的にどういうふうなところからの算出かが分からないので、この大きく出ている数字だけを見ていると、網走のほう that やはり少し高い。それは、寒冷地仕様とかそういったことが考慮されての建設費の違いになっているのか、ちょっとその辺が分からなかったなのでお聞かせいただければと。

【事務局】 おっしゃるとおり、一つ大きなポイントとしては、寒冷地の仕様が網走地方合同庁舎のほうは必要ということで、その分、コストとして平米当たりで割り戻すと高くなっている部分が、要因としてございます。

また、もう一つの要因としましては、網走地方合同庁舎のほうは災害応急対策活動の拠点となる庁舎でございまして、これに對しまして鳴門地方合同庁舎のほうは、災害応急対策活動の拠点となる庁舎にはならないというところがございまして、そのあたりで構造や設備などでの必要機能に差がございます。このあたりで、コスト上の差が部分的にはござ

います。

【〇〇委員】 今計画されている坪単価と、実際に工事が着工されるまでの間でまた結構な年月がたつかと思います。その辺はデフレーター、物価上昇分のスライドとかというのは、国交省さんのプロジェクトは全部それが一応想定されているようなことなのでしょうか。

【事務局】 はい、予算要求に当たっては、必要な精査をした上で要求させていただきます。

【〇〇委員】 分かりました。

【部会長】 〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 土地の安定的な確保について御確認させていただきたいのですが、現在の鳴門公共職業安定所が市から借地で、市から返還要求をされているということで、合同移転後の建設予定地も現在は市有地になっているということです。合同移転後にも、また市から将来的に返還を求められるようなことはないのかということと、現在月に80万円ほど、市に借地料として払っているということですけれども、そのあたりはどのようなのかということをお教えいただければと思います。

【事務局】 鳴門の地方合同庁舎の建設予定地につきましては、着工までの間に、手続としては、本施設整備の事業とは別途の手続になりますが、土地の交換、国有地と市有地の交換によって、所有財産を交換して実施していくというふうに調整をしているところでございます。工事の建設着工までの間に、建設予定地としては国有地として確保した上で、整備する計画としているところでございます。

それまでの間、設計であるとか準備に当たっては、市の土地で各種現地調査等をさせていただき予定にはなりますが、そのあたりの準備も含めまして、市とよく丁寧に調整をして進めてまいりたいと考えております。

【〇〇委員】 ということは、今後、着工して、竣工後は借地料も発生しないということですね。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【部会長】 〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 1点だけ確認させていただきたいのですが、2施設が狭いのに課題を抱えているということで、今回の新庁舎がかなり広くなるというお話でした。課題を解決するという意味では、広くなるということは非常に有益なのだろうというふうに理解して

いるのですが、全国で、人口が減っているだとか職員が減っているという状況がある中で、今後、空き空間が実は増えてしまうとか、広がったことでかえって活気がなくなってしまったりとか、そういった懸念はないのでしょうか。

以上です。

【事務局】 今回、狭あいに伴って必要な面積を確保するという事で、全体の面積としては、3つの官署の合計より大きくなっているところではございますが、この面積の設定に当たりましては、一つ一つの室ごとにかなり精査をして、実際どの程度の来庁者、来客がいらっしゃるのかとか、あとその使用頻度であるとか、そういったところはよく現地のほうからも情報をもらって、確認をしながらやっているということで、十分精査をしてきたつもりでございます。

他方、今後の人口減少といったところにつきまして、庁舎の使用であるとか空き床の発生につきましては、状況に応じて留意が必要であると考えております。仮に空き床が生じてしまうようなことが発生した際は、本件の3つの官署以外の官署の入居も含めて、国土交通省だけではなくて各省庁とも調整しながら、整備したものが有効に活用できるということ、建物の在り方ということをよく検討していく必要があると認識しています。

【〇〇委員】 その利用のされ方も検討されているというところで、理解いたしました。

【部会長】 それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 今、狭あいの問題が出てきていたが、私もちょっと分からなかったので教えていただきたい。これは、計画後の必要延べ面積を現在の既存のもので割ったときに足りないという、そういう意味合いでしょうか。注釈のところはそうように読めて、今、映していただいている資料の写真で見ると、何か狭いよというふうに書かれていると思うのですが、今現場のものが狭いのではなく、計画後のものが既存のものに当てはめると不足と、そういう意味でしょうか。

【事務局】 基本的な御理解は、おっしゃるとおりでよろしいかと思います。計画をして、本来どれくらいの広さが必要かというのを、室、事務室とか会議室とかの面積を合計した結果、既存の建物と比べて、ここでお示ししているところでは、既存の労働基準監督署だと64%しか必要な面積に対して既存がないというような状況で、なので狭い状況になってしまっているという御説明となります。

【〇〇委員】 分かりました。先ほどの人数の話もあると思うのですが、今、デジタル化で、本とか書類を減らしていくことを進めていて、自治体や様々な官庁施設もそうだと

思いますので、それも勘案しての過不足を見て、一方で、これまで使われてきたよりも他の機能がどんどん必要になってきている部分があるかと思います。狭あいという言葉だけではちょっと分かりにくいかなと思ひまして、機能的なアップデートの問題というふうに理解しました。

【部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件議題について、官公庁施設部会及び事業評価小委員会としての意見を決定させていただきたいと思ひます。

御紹介がありましたこれらの2件は、新規事業化は妥当であるとの結論でよろしいでしょうか。もし異議がある場合は、「手を挙げる」アイコンでお知らせをいただければと思ひます。

よろしいでしょうか。

それでは、異論はないようでございますので、妥当であると決定させていただきます。建築分科会への報告につきましては、官公庁施設部会長である私に御一任いただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思ひます。「最近の官庁営繕行政について」の報告をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料5、最近の官庁営繕行政について御報告をさせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。平成29年に社会資本整備審議会からいただいた「官公庁施設整備における発注者のあり方について」の答申を受けた取組状況を御報告いたします。答申でお示しいただきました当面実施すべき施策（1）から（4）に対応した主な取組を一覧で記載しております。

新しい取組といたしましては、（1）に対応した取組である「公共建築工事の発注者の役割」解説書について、昨年12月に第四版として改訂をしております。これについては、次のページで後ほど御説明をさせていただきます。

また、（2）に対応した取組のうち、技術基準等の整備・活用の促進のところに記載している公共建築工事積算基準類について、昨年12月と今年の3月に改定をしております。これは、建設工事の請負契約において、適正な水準の労務費を確保することを目的として、昨年12月に中央建設業審議会から労務費に関する基準が勧告されたこと等を踏まえ、改定したものになります。

さらに、(4)に対応した取組の一番下に記載している「建築物等の利用に関する説明書作成例(木造編)」という資料を、今年の6月に作成・公表しております。「建築物等の利用に関する説明書」は、施設の完成時に施設保全担当者及び施設入居者に対して、施設を利用する際の基本的な使用方法や注意点などを示すものであり、建築物等の適正な使用及び保全に資することを目的としております。公共建築物において木造建築物等の整備が着実に進んでいることを踏まえ、木造編の説明書作成例を国と地方公共団体が連携をして取りまとめました。

今後も引き続き、国や地方公共団体などとの連携を図りながら、社会情勢の変化などに発注者として適切に対応するために、必要な取組を進めてまいります。

次に、2ページを御覧ください。「公共建築工事の発注者の役割」解説書についてです。この解説書は、平成29年の答申に示された公共建築工事の発注者の役割に関する解説や、国土交通省の官庁営繕事業における運用事例等を示したものです。昨年12月に第三次・担い手3法が全面的に施行されるなど、公共建築工事にまつわる動向等を踏まえて改訂をいたしました。

続いて、3ページを御覧ください。営繕事業における働き方改革の取組についてです。ここに示しておりますように、適正な工期設定や生産性向上などの取組をパッケージ化して推進しております。令和8年度から拡充する取組につきましては、次の4ページ目以降にまとめております。

続いて、4ページを御覧ください。第三次・担い手3法などを踏まえ、直轄の営繕事業において今年度から4つの取組を拡充し、働き方改革をより一層推進することとしております。

取組の1つ目が、左上の多様な働き方の支援です。これまで、週休2日の達成状況に応じて労務費の補正などを行う週休2日促進工事に取り組んでいましたが、これを完了し、今後は、引き続き週休2日を前提に工期を設定した上で、工事受注者が変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について受発注者間で協議し、実施することといたしました。

続いて、取組の2つ目、右上の工事における猛暑対策の拡充、そして、取組の3つ目、左下の労務費へのしわ寄せ防止の徹底につきましては、次のページ以降の資料で、後ほど御説明をさせていただきます。

そして、次に、取組の4つ目、右下の業務における余裕期間制度及びスライド制度の試

行について御説明いたします。いずれも、これまで工事で実施していた取組を業務でも実施するものになります。上段の余裕期間制度は、建築設計業務について、契約ごとに一定の余裕期間を設けた上で発注し、業務の開始時期または終了時期を発注者が指定または受注者が選択できることとするものです。

下段のスライド制度は、契約締結後に賃金等の変動が生じた場合に、変動後の差額スライド額を業務委託料に反映するものです。

続いて、5ページをお願いします。工事における猛暑対策の取組についてです。近年、夏の猛暑は厳しさを増しており、今後も続くと想定される中、今年の3月に営繕工事における猛暑対策を取りまとめました。

大きく1番から3番までの3つの項目で構成しておりますが、このうち左の1番、1段目の1つ目のポツに記載している猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定、また、右下3番の1段目に記載している熱中症対策に係る費用の計上、これらにつきましては従前より取り組んでいるものになります。

これらに加えて、今回新たに青い※を付した5点、例えば左側1番の3段目、受発注者間の協議を通じた猛暑期間・猛暑時間における現場施工の回避、右側2番の2段目、技術提案評価型S型を活用し、生産性向上に資する技術を採用した熱中症対策の提案の評価、同じく右側3番目の2段目、猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算などに取り組むこととしております。

続いて、6ページを御覧ください。労務費のしわ寄せ防止に資する取組として、官庁営繕では、中央建設業審議会より勧告された「労務費に関する基準」を踏まえて作成・公表される労務費の基準値に対応するものとして、新たに「単位施工単価」を導入いたしました。これまで市場単価として材工一式で単価を設定していたものについて、単位施工単価では、歩掛に基づく単価と市場取引の調査結果を組み合わせることで作成することにより、公共工事設計労務単価水準の労務費が計上される労務費の基準値に対応するものとなっております。これにより、雇用に伴う必要経費が確保されていることが、発注者の積算において明確になると考えております。

現在、3工種で単位施工単価を導入しております。その他の市場単価の工種につきましても、単位施工単価の作成に必要な歩掛の調査・分析を順次行っているところでございます。

続いて、7ページを御覧ください。生産性向上技術の活用についてです。官庁営繕事業

は民間工事が大多数を占める建築市場で実施するものであるため、民間で開発・導入された生産性向上技術が、官庁営繕事業においても活用が図られるよう取り組んでまいります。

上の段のB I M活用につきまして、官庁営繕事業においては、新築の設計業務及び工事の全てにおいて、B I M活用に関する発注仕様書であるE I Rという発注者情報要件を原則適用し、B I M活用を促進しております。あわせて、本年4月から開始されたB I M図面審査への対応として、延べ面積3,000平米以上の新営設計業務は原則としてその実施対象としており、受発注者間で申請の実施の有無や申請内容についての協議を行うこととしております。

また、右の図ですが、B I Mの活用方法を実例的に示すことを目的に、E I Rで示す指定項目への対応を基本としたB I Mデータの例として営繕B I Mモデルを作成し、そのデータを公開しているところです。

さらに、2つ目の●、B I Mデータから取得した情報に、必要となる条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行うB I M連携積算を試行しております。

下段のデジタル技術を活用した監督・検査の試行につきましては、令和5年度から配筋検査とガス圧接継手外観検査について試行を行っております。

なお、資料には記載しておりませんが、デジタル技術に関連した取組として、公共建築工事標準仕様書のデジタル版の在り方について、令和6年度、7年度にかけて検討を行いました。その結果を踏まえ、次回改訂となる令和10年版の標準仕様書はデジタル版も作成することとしております。

8ページを御覧ください。官庁施設におけるポテンシャル評価についてでございます。官庁施設の6割が築後30年を超えており、その多くが今後、改修や更新の時期を迎えることを踏まえ、令和7年度より、官庁施設において更新を優先的に検討する施設と長寿命化を優先的に検討する施設を整理するための評価を行っております。評価結果は、今後の官庁施設の整備の検討に役立てることとしております。

続いて、9ページを御覧ください。官庁営繕における脱炭素社会の実現に資する取組についてです。左側、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、1つ目の■、国が建設する庁舎等において、建築物L C C O₂評価を先行実施するとされたことを踏まえ、令和7年度から新築官庁施設の設計段階において、L C C O₂の算定を試行しております。

2つ目の■、政府実行計画の「2030年度までに新築建築物の平均でZ E B R e a

dy相当を目指す」との方針を踏まえ、現在、官庁施設はZEB Oriented相当以上の性能で整備をしております。なお、ZEB Readyはエネルギー消費が従前の5割、ZEB Orientedは、用途によって割合が異なっておりますが、庁舎の場合は従前の約6割とするものでございます。

3つ目の■、ZEB及び建築物LCCO₂評価への対応を行うために、令和9年3月に官庁施設の環境保全性基準の改定を予定しております。

次に、10ページを御覧ください。木材利用の取組についてです。公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の改正に伴い、法に基づく新たに決定された基本方針において、木造化を図る公共建築物の範囲が拡大されたことを受けまして、左下の1つ目の○の技術基準類の整備に記載している公共建築木造工事標準仕様書について、混構造を含めた多様な木造化にも対応するなど内容を拡充するとともに、木造化・木質化を図った官庁施設の整備に取り組んでおります。

続いて、11ページを御覧ください。霞が関地区の主な整備状況についてです。官庁営繕部では、平成20年6月に答申をいただいた「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえて、霞が関地区の施設整備を推進しております。今年度の主な事業の進捗状況について御報告いたします。

地図の赤い線の内側が、一団地の官公庁施設として都市計画決定されている霞が関団地となります。地図の中で黄色の吹き出しの箇所が通常事業で施工中の施設、青色の吹き出しの箇所がPFI事業により建設中の施設になります。順に現状を御報告いたします。

12ページを御覧ください。新たな公文書館及び憲政記念館につきましては、建設工事を進めており、現在、土工事を行っております。

13ページを御覧ください。警察総合庁舎につきましては、現在、建設工事に先立ち、旧庁舎の取壊し工事を進めております。

14ページを御覧ください。内閣府新庁舎につきましては、令和9年度の施設完成を目指し、現在、建設工事を進めているところでございます。

御報告は以上でございます。

【部会長】 ただいまの報告につきまして御質問等ございましたら、「手を挙げる」アイコンでお知らせをいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ポテンシャル評価とか環境性能の評価を変更しているところだというお

話がありましたけれども、参考までに教えていただきたいのですが、つい昨日ですか、骨太の方針が出ましたけれども、そこで公共事業の評価の見直しということが言われております。こちらはその他施設費ということで、別枠で、それとは連動しないという理解でよろしいのか、やはり今後、見直しのようなことがあるのか教えてください。

【事務局】 骨太の方針の中では、事業評価に関しまして2点、指摘がございまして、1点目は、費用便益比に過度に依拠せず総合的な評価に見直すと、2点目は、近年の金利状況を踏まえた社会的割引率の見直し、この2点が記載されてございます。

前者の総合的な評価につきましては、官庁営繕事業は費用便益分析を用いず、本日御説明しましたように、必要性、合理性、効果の3つの観点から評価をしておりますので、これは骨太の方針に書かれた内容に対応した状況かというふうに考えてございます。

一方で、後者につきましては、社会的割引率は本日の合理性評価のところでも使用してございましたので、それが省として見直すということになりますと、そちらは私どもの合理性の評価の中でも見直していくことになろうかと考えてございます。

以上です。

【部会長】 ○○委員、お願いいたします。

【○○委員】 ちょうど今映していただいている内閣府新庁舎なのですが、他の2件は通常の発注かと思うのですが、こちらはPFI事業ということで、どうしてこれだけPFI、BTO方式でされたのかということを、もし教えていただけるようでしたらお願いします。

【事務局】 PFIとするか通常事業とするかについては、各省各庁で判断をしております。結果として内閣府新庁舎についてはPFIで実施するという判断され、その他の警察総合と、公文書館につきましては通常事業で行うということで、それぞれで判断されてそういう形になってございます。

【部会長】 よろしいでしょうか。

それでは、予定をしておりました議事は全て終了いたしましたので、議事の進行を事務局へお戻しいたします。

【事務局】 部会長、議事進行、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、第33回官公庁施設部会及び第17回事業評価小委員会を終了させ

ていただきます。引き続き御指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、御退出いただいて結構でございます。

本日は、ありがとうございました。

— 了 —